株券等貸借取引に関する基本契約書

株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書

株券等貸借取引申込書兼 株券等貸借取引無担保確認書

株券等貸借取引の契約締結前交付書面

株券等貸借取引に関する基本契約書

お客様と株式会社スマートプラスは、両者間で行う株 券等貸借取引に関し、以下のとおり基本契約を締結す る。個別の株券等貸借取引に係る契約は、本基本契約 に基づいて別途締結するものとする。

(定義)

- 第1条 本基本契約及び個別契約において、次の各号 に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
- ① 株券等:国内の金融商品取引所に新たに上場される又は既に上場されている株券、投資信託受益証券、不動産投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)その他、株式会社スマートプラスが取り扱う銘柄をいう。
- ② 株券等貸借取引: 貸出者が、借入者に株券等を貸 し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に

対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引(以下「個別取引」という。)をいう。

- ③ 貸出者:株券等貸借取引において株券等の貸出を行う者(お客様又はその承継人)をいう。
- ④ 借入者:株券等貸借取引において株券等の借入を 行う者(株式会社スマートプラス又はその承継会社) をいう。
- ⑤ 合意書: 両当事者が本基本契約に関して締結する 合意書(株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合 意書)をいう。
- ⑥ 個別契約: 本基本契約に基づいて、両当事者が個 別取引に関して締結する契約をいう。
- ⑦ 貸借期間:貸出実行日から返却実行日までの期間 をいう。
- ⑧ 貸借料率:個別取引における貸借料算出の基準となる料率として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑨ 貸借料:借入者が貸出者に対して個別取引におけ

- る株券等の貸出の対価として支払う金銭をいう。
- ⑩ 対象銘柄:個別取引の対象となる株券等の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。
- ① 貸借数量:個別取引における対象銘柄の株数として、個別契約で定めるものをいう。
- ② 貸出実行日:個別取引における貸借期間の開始日として、個別契約で定めるものをいう。
- ① 返却実行日:個別取引における貸借期間の終了日 として、個別契約で定めるものをいう。
- ④ 時価:個別取引において適用される株券等の時価をいい、次の区分に応じ次に定めるところによる。但し、本基本契約に時価について別段の規定がある場合にはこれに従うものとする。
- (イ) 国内の金融商品取引所に上場されている株券等 (以下「上場株券等」という。): 当該金融商品取引所 における最終価格(国内の金融商品取引所において気 配表示が行われているときは、当該最終気配値段)
- (ロ) 上記イ以外の株券等: 合理的かつ適正な価格又

は気配値

- ① オープンエンド取引:個別契約締結時に返却実行日を定めず、貸出者又は借入者のいずれかがその後に指定する返却実行日に終了する個別取引をいう。
- 16 営業日: 日本国内において、借入者が営業を行っている日をいう。
- ① 計算日:貸出実行日から返却実行日(貸借期間満了前の株券等の返還が行われる場合は返還日。以下同じ)の前日までの各暦日をいう。
- ® 計算期間: 個別取引について、毎月初日(初回の計算期間については貸出実行日)から当該月の末日 (最終の計算期間については返却実行日の前日)まで の期間をいう。
- 19 特定口座内保管株券等:貸出者が借入者に開設する特定口座に保管する株券等をいう。

(個別の株券等貸借取引の成立)

第2条 個別の株券等貸借取引を行うに際し個別契約

により合意した事項を確認するため、貸出者及び借入者は、かかる合意の後、遅滞なく個別取引契約書を締結するものとする。

2 本基本契約、合意書及び個別取引契約書は一体となって個別取引に関する単一の契約を構成するものとする。本基本契約と合意書との間に抵触する規定がある場合には、合意書の規定が本基本契約の規定に優先するものとする。本基本契約又は合意書と個別取引契約書との間に抵触する規定がある場合には、個別取引契約書の規定が本基本契約又は合意書の規定に優先するものとする。

3 貸出者及び借入者は、本基本契約、合意書、個別取引契約書及び契約締結前交付書面並びに取引ルール等(その後の変更を含む。)に従って株券等貸借取引を行うものとする。

4 貸出者及び借入者は、本基本契約、合意書、個別取引契約書、別途貸出者より借入者に対して差し入れられる株券等貸借取引無担保確認書、契約締結前交付書面その他株券等貸借取引において差入れ又は受入れ若しくは締結する書面について、別途両者が合意する場合を除き電磁的方法にて行うことに合意する。

(株券等の貸出し及び返還、貸借料の支払い)

- 第3条 貸出者は、対象銘柄について借入者が指定する貸借数量の株券等を貸出実行日に借入者に貸し出すものとする。
- 2 借入者は、前項により貸し出された株券等と同種、 同等、同量の株券等(以下「貸借対象株券等」という。) を返却実行日に貸出者に返還するものとする。
- 3 借入者は、借り入れた株券等について、本条及び 個別契約に定める貸借料率等の条件に従い、貸借料を

貸出者に対し、支払うものとする。

4 貸借料率は、原則として週単位で更新され、当社ホームページ上に提示するものとする。ただし、市場動向によっては随時更新することがあるものとする。借入者は、貸出者ごとの貸借料を銘柄ごとに前営業日の最終価格あるいは最終気配値を持って日々計算し、毎月1日からその月の月末までの金額を月額合計とする。ただし、各営業日の最終価格あるいは最終気配値が存在しない場合は、各営業日以前の直近の最終価格あるいは最終気配値を持って計算するものとする。

5 第3項に定める貸借料は次の算式により算出されるものとする。

計算日の貸借料=時価総額×貸借料率÷365 (小数点以下第2位未満を切り上げ)

計算期間の貸借料=当該計算期間における各計算日 の貸借料の月額合計額(円未満切り上げ) 時価総額=貸借数量×対象銘柄の計算日における時価 但し、対象銘柄の時価は次の区分に応じて算出した価 格とする。

- ① 上場株券等借入者が指定する金融商品取引所における計算日の最終価格(当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は、最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。)
- ② 上記①以外の株券等合理的かつ適正な価格又は気 配値
- 6 貸借料の支払いは、別段の合意がない限り、各月 月末締め翌月10日に支払うものとする。なお、10日が 非営業日である場合は、その直前の営業日に支払うも のとする。

(株券等の引渡し)

第4条 本基本契約に基づく株券等の引渡し及び返還は、借入者における貸出者の顧客口と借入者の自己口との間の振替えによりこれを行うものとする。

(特定口座内保管株券等の株券等貸借取引)

第5条 貸出者が特定口座内保管株券等を貸し出す場合には、当該特定口座から株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により借入者の自己口に振り替えるものとする。

2 借入者が貸出者に対し特定口座内保管株券等と同種、同等、同量の株券等を貸出者の特定口座に返還する場合には、そのすべてを借入者の自己口から株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものとする。

(無担保)

第6条 株券等貸借取引に関して、借入者は貸出者に 担保を差し入れないものとする。

(株式分割、株式併合、新株予約権等の処理等)

第7条 株券等の貸借期間中に当該株券等について 株式分割、株式併合、新株予約権その他の権利又は当 該権利と同等の経済的価値の付与等が行われる場合 は、借入者が借り入れている当該株券等の全部を権利 確定日又は権利確定日前に貸出者に返還するものと する。

(貸借期間満了前の株券等の返還)

第8条 借入者は貸出者に対して事前に通知を行うことにより、任意のときに貸借対象株券等の全部又は一部を返還することができるものとする。かかる通知を行った場合及び第15条第4項の規定に従った通知を受けた場合、借入者は貸借対象株券等を返還するものとする。この場合における貸借料は、貸出実行日から返却実行日の前日までの実日数について支払われるものとする。

- 2 株券等の貸借期間中に以下に掲げる事項に該当した場合、借入者は、貸借対象株券等の一部又は全部を、一時的に返還することができる。この場合、借入者は貸借対象株券等を返還するものとし、借入者が合理的に必要と認める一定期間経過後、当該対象銘柄について、再度借入れを受けることができるものとする。なお、返還期間中については、貸借料は発生しないものとする。
- ① 貸出者が特定口座を廃止する場合
- ② その他借入者が必要と認めた場合(貸借対象株券 等の上場・登録の廃止)

(貸借対象株券等の上場・登録の廃止)

第9条 個別取引の対象銘柄の上場が廃止となった場合、借入者は、当該個別取引の貸借対象株券等を返還することを要せず、当該個別取引の返却実行日に当該返却実行日現在における当該貸借対象株券等の時価

に相当する金銭を支払うことをもって返還に代える ことができるものとする。

(債務不履行等による解除)

- 第 10 条 一方当事者が、次の第①号から第③号までのいずれかに該当することとなった場合(当該一方当事者を以下「不履行当事者」という。)は、第①号から第⑥号の場合は当然にすべての個別契約は解除されたものとし、又、第⑦号から第⑬号の場合は相手方(以下、不履行当事者でない当事者を「解除当事者」という。)は、不履行当事者に対する通知により、全部又は一部の個別契約を解除することができるものとする。通知による解除は不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。
- ① 貸出者が、借入者の「証券取引約款」に掲げる解約事由に該当したとき
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、特定調停手続 開始、特別清算手続開始、又は会社更生手続開始その

他これに類する倒産手続の申立があったとき

- ③ 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき (合併によるものを除く。)
- ④ 本基本契約に基づき相手方に対して有する金銭支払請求権又は株券等の引渡し若しくは返還請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又はかかる請求権の譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき
- ⑤ 支払いを停止したとき
- ⑥ 手形交換所又は株式会社全銀電子債権ネットワークの取引停止処分を受けたとき
- ⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- ⑧ 現在及び将来において貸出者が借入者に対して負担する、本基本契約に基づく債務以外の債務に関し、期限の利益を喪失したとき
- ⑨ 書面により、本基本契約に基づき相手方に対して 負う債務の存在を一部でも否認し又は支払能力がな

いことを認めたとき

- ⑩ 本基本契約又は相手方との有価証券その他の取引 に関して契約違反があり、相手方からの通知後 5 営業 日以内に治癒されないとき
- ⑪ 自然人である貸出者につき、相続が開始したとき
- ② 自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき ③ 自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたとき

(解除による清算)

第11条 前条により個別契約が解除された場合には、借入者は、解除された個別契約のすべてについて、その裁量により、(1)速やかに貸出者に貸借対象株券等を返還し、合わせて第8条第1項に準じて計算される貸借料を計算し、貸出者に対しその金額を第3条第6項に従って支払うか、又は(2)その貸借対象株券等の解除された日の時価に相当する金銭を速やかに

支払うとともに、第9条第1項に準じて計算される貸 借料(当該解除された日に当該貸借対象株券等が返還 されたものとみなして計算する。)を計算し、貸出者 に対し第3条第6項に従ってその金額を支払うもの とする。なお、前条により個別契約が解除された後に 当該個別契約の貸借対象株券等にかかる配当金の支 払いが借入者に対して行われた場合、借入者は貸出者 に配当金相当額(配当金に係る源泉税徴収後の金額) を支払うものとする。個別契約が解除された場合、両 当事者は解除されたすべての個別契約に関して、本条 に定める義務及びこれに対する第12条に基づく遅 延損害金支払い義務を除く一切の義務から免れるも のとする。

- 2 前項に定める貸借対象株券等の時価は、次の区分に応じて算出した価格とする。
- ① 上場株券等:借入者が指定する金融商品取引所における当該個別取引の解除日の最終価格(当該金融商

品取引所において気配表示が行われているときは、当 該最終気配値段とする。最終価格又は最終気配値段が ない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格 又は最終気配値段とする。)

- ② 上記①以外の株券等:合理的かつ適正な価格又は 気配値
- 3 第1項の定めにかかわらず、不履行当事者は、解除当事者に対し、解除されたすべての個別契約について生じた損害を賠償するものとする。
- 4 前項にいう損害には、(解除当事者が借入者の場合) 第1項(2)に従った場合において、仮に第1項(1) に従った場合に解除当事者である借入者が返還義務 を負うこととなる貸借対象株券等を個別契約の解除 後に解除当事者である借入者が処分した場合の、当該 処分から得られた金額から処分費用を差し引いた金 額が第2項における当該貸借対象株券等の時価を下

回る場合の差額、又は(解除当事者が貸出者の場合) 第1項(2)に従った場合において、仮に第1項(1) に従った場合に不履行当事者である借入者が返還義 務を負うこととなる貸借対象株券等と同種、同等、同 量の株券等を解除当事者である貸出者が他より入手 した場合(不履行当事者に対する通知の有無を問わない。)の、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額が第2項における当該 貸借対象株券等の時価を超える場合の超過額が含まれるものとする。

5 ある個別契約について貸出実行日において株券等の引渡しがなされる前に前条各号に掲げる事由が生じ、当該個別契約が同条に基づき解除された場合は、当該個別契約に係る貸借対象株券等のうち引き渡されなかったものは第1項の計算において算入しないものとする。但し、第3項の適用を妨げない。

(遅延損害金)

第 12 条 本基本契約に基づいて一方当事者が相手方に支払うべき金銭又は引き渡すべき株券等の支払い又は引渡しが、本基本契約に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者は、当該日の翌日から支払い又は引渡しに至るまでの間、(1)金銭の支払いの場合は当該金額、(2)株券等の引渡しの場合は、当該引渡しを行うべき日における時価又は実際に引渡しが行われた日における時価のいずれか高い価格に、それぞれ年率14.6%(1年を365日として日割り計算)の割合による遅延損害金を加算した金額を支払うものとする。

2 貸借対象株券等の引渡債務又は返還債務不履行時 において、引渡し又は返還を受けるべき相手方は一方 当事者に事前に通知した上で、引渡し又は返還を受け るべき株券等と同種、同等、同量の株券等を他より入 手することができるものとする。この場合、一方当事者は、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額を、相手方に対して支払うものとする。これにより、株券等の引渡債務又は返還債務は消滅するものとする。

3 貸借対象株券等の引渡債務又は返還債務が所定の 期日において履行されず、かつ相手方が貸借対象株券 等と同一の銘柄、数量の株券等を他より入手すること が不能又は著しく困難である場合、相手方は当該貸借 対象株券等の返還若しくは引渡期日の時価又は賠償 金支払日の時価のうちいずれか高いものにより入手 した場合に通常要する購入代金その他一切の金額の 賠償を株券等の引渡し又は返還を行うべき者に請求 することができるものとする。この場合、株券等の引 渡し又は返還を行うべき者が当該金額を相手方に対 して支払うことにより、株券等の引渡債務又は返還債 務は消滅するものとする。

- 4 前二項の場合における第1項の遅延損害金の計算期間は、当該引渡債務又は返還債務が消滅した日までとする。
- 5 前各項の規定は、貸借対象株券等の発行会社が単元株制度を採用している場合に、単元未満株の返還を 行う場合に準用するものとする。
- 6 本条に定める時価は次の区分に応じて算出した価格とする。
- ① 上場株券等借入者が指定する金融商品取引所における時価計算日の最終価格(当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。)

② 上記①以外の株券等合理的かつ適正な価格又は気配値但し、ここで「時価 計算日」とは、前各項において時価の計算が行われる日として定められている日をいうものとする。

(一括清算に関する法律の適用)

第 13 条 貸出者と借入者は本基本契約に基づくすべての個別取引が、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律に定義される「特定金融取引」であること、同法律が本基本契約及びそれに基づくすべての個別取引に適用されることを確認する。

(差引計算)

第 14 条 解除当事者は、第11条の清算により生じる金銭支払債権又は債務と不履行当事者に対する金銭支払債権又は債務(但し、第10条第®号に掲げる事由により個別契約の全部又は一部を借入者が解除した場合には、借入者の不履行当事者である貸出者に

対する一切の金銭支払債権と債務)とをその期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとする。

- 2 前項の相殺を行う場合には、解除当事者は事前の 通知又は所定の手続を省略し、不履行当事者に代わっ て諸預け金の払戻しを受け、不履行当事者の債務の弁 済に充当することができるものとする。
- 3 前二項によって差引計算を行う場合における債権 又は債務の利息及び遅延損害金、その他支払うべき金 銭の計算については、その期間を計算実行の日までと して行うものとする。
- 4 解除当事者は、第10条に基づき不履行当事者に対して金銭支払請求権を取得した場合、両当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他有価証券を処分することができるものとする。又、借入者は、第10条第⑧号に掲げる事由により個別契約の全部又は一部を解除した場合において不履行当事者である貸出者に対して金銭支払請求権を保有してい

る場合、当該解除された個別契約に基づき占有している貸借対象株券等を処分することができるものとする。本項第一文又は第二文の場合には、解除当事者は、不履行当事者の費用負担により、一般的に適当と認められる方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸経費を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず本項第一文又は第二文に規定される金銭支払請求権の弁済に充当できるものとし、なお不履行当事者に残債務がある場合には、不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。

(オープンエンド取引、

貸借対象株券の移管)

第 15 条 両当事者が個別契約においてオープンエン ド取引を行うことに合意した場合には、借入者又は貸 出者は、当該取引の開始後、本条に定める方式で相手方に通知することにより返却実行日を指定できるものとし、借入者は本条の定めに従い、貸借料を支払うものとする。

- 2 前項定めるオープンエンド取引を行った場合には、 返却実行日の指定は以下の規定に従って行うものと する。
- ① 貸出者が貸し出している株券等について、貸出者による売却注文が約定した場合又は返却指示がなされた場合には、貸出者が当該売却注文の受渡日又は返却指示した日(但し、当社ウェブサイトに掲示する取引ルール等で定める時限までの指示に限る。)の2 営業日後を返却実行日と指定したものとみなす。
- ② 借入者が対象銘柄を株券貸借取引の対象から除外する場合は、貸出者に通知する。
- ③ 借入者からの返却実行日の指定は、返却実行日の 2 営業日以上前に行うものとする。

3 オープンエンド取引における貸借料の算出方式及び支払日は、別段の合意がない限り、第3条の定めに従うものとする。

4 貸出者は、貸借期間中に貸借対象株券等の移管を 行う場合、借入者に対して借入者所定の方法により事 前に通知を行い、貸借対象株券等の返還を受けた後、 借入者の定める所定の方法に従い借入者に対し移管 の申出を行わなければならないものとする。

(信用取引口座を開設している場合の 取扱い)

第 16 条 信用取引と株券貸借取引を同時に行うこと はできないものとする。信用取引口座を開設した貸出 者が株券貸借取引を行う場合は、信用取引口座の建玉 をすべて決済し、信用取引口座を閉鎖したうえで行わ なければならないものとする。

(権利の譲渡、質入れの禁止)

第 17 条 本基本契約及び個別契約に基づく一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡又は質入することができないものとする。

(守秘義務)

第 18 条 各当事者は、本基本契約又は個別契約に基づき他の当事者から開示された情報については守秘義務を負い、開示当事者の事前の同意を得ない限り、これを第三者に開示しないものとする。但し、当該情報が公知の場合、法令若しくは規則に基づく場合、監督官庁その他政府機関(金融商品取引所、日本証券業協会、その他自主規制団体を含む。)の要求に対し開示する場合、又は弁護士、公認会計士その他法律上若しくは契約上秘密保持契約義務を負うものに開示す

る場合を除く。

(通知等)

第 19 条 本基本契約又は個別契約に基づく通知又は 同意等の取得は、次項以下に定めるものとする。

2借入者は、借入者の使用に係る電子計算機(借入者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを貸出者又は借入者の用に供する者の使用に係る電子計算機を含む。以下同じ。)に備えられた貸出者ファイル(もっぱら当該貸出者のように供せられるファイルをいう。以下同じ。)に記録された記載事項につき電気通信回線を通じて貸出者の閲覧に供する方法により、書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的に貸出者に提供することができるものとする。当該電磁的提供は、記載事項を貸出者ファイルに記録した時点でなされたものとみなすものとする。

3借入者は、借入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項につき電気通信回線を通じて貸出者を通じて貸出者の閲覧に供し、借入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに貸出者の同意等に関する事項を記録する方法により、書面の徴求等に代えて、当該同意等に関する事項を電磁的に貸出者より取得することができるものとする。当該電磁的同意等の取得は、借入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該同意等に関する事項を記録した時点でなされたものとみなすものとする。

(通知事項の変更)

第 20 条 貸出者は、名称・氏名、商号、代表者、住所、電子メールアドレスその他通知事項につき変更が生じた場合には、直ちに借入者に変更後の内容を届け出るものとする。

2 前項の通知を怠った場合、借入者からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したとみなすものとする。

(契約の終了)

第 21 条 貸出者及び借入者は、理由の如何を問わず相手方に対して所定の方式による事前の通知を行うことにより、本基本契約を終了させることができるものとする。但し、当該通知がなされた場合であっても、その時点で本基本契約に基づき存続しているすべての個別取引については、本基本契約に基づく規定が適用されるものとする。

(合意管轄)

第 22 条 貸出者及び借入者は、本基本契約又は個別 契約から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、 東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と する。

(準拠法)

第 23 条 本基本契約及び個別契約の準拠法は日本法 とする。

(協議)

第 24 条 本基本契約及び個別契約に定めのない事項は、金融商品取引に関する法令、金融商品取引所、日本証券業協会その他自主規制団体の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、これら定めなき事項に関しては、その都度借入者が合理的と判断する方法により決定するものとする。

(変更)

第 25 条 本基本契約は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所、日本証券業協会その他自主規制団体の諸規則の変更その他借入者が必要と認める場

合には、借入者が貸出者に通知することにより変更される場合があり、貸出者はこれに同意する。

(平成30年6月29日)

令和2年3月2日 改定

株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書

お客様(以下「貸出者」という。)と株式会社スマートプラス(以下「借入者」という。)とは、両者間で締結した株券等貸借取引に関する基本契約書(以下「基本契約書」という。)につき、以下のとおり合意する。

(個別取引明細書)

第1条 個別の株券等貸借取引を行うにあたっては個別取引契約書に代えて、基本契約書に係る個別取引明細書(以下「個別取引明細書」という。)を借入者が作成し、貸出者に差し入れることができるものとする。なお、個別取引明細書に記載すべき事項について、書面による交付に代えて、基本契約書第19条第2項に定める電磁的方法による提供を行うこととする。

2 前項に従って個別取引明細書が差し入れられた場

合、基本契約書中、「個別取引契約書」は「個別取引 明細書」に読み替えて基本契約書の規定を適用するも のとする。

(個別取引明細書の変更)

第2条 基本契約書の定めに従い、個別取引明細書の内容に変更があった場合、変更後の個別取引明細書を借入者が作成し、遅滞なく貸出者に差し入れるものとする。なお、変更後の個別取引明細書に記載すべき事項について、基本契約書第19条第2項に定める電磁的方法による提供を行うこととする。

(貸借期間満了前の株券の返還の通知)

第3条 借入者は、基本契約書第8条第1項に定める 通知について、個別取引明細書の差入れ又は基本契約 書第19条第2項に定める電磁的方法による提供をも って行うことができるものとする。 (平成30年6月29日)

令和2年3月2日 改定

株券等貸借取引申込書兼 株券等貸借取引無担保確認書

○ 株券等貸借取引の申込について

お客様は、株式会社スマートプラス(以下、「当社」といいます。)と株券等貸借取引を行うに当たり、株券等貸借取引に関する取引内容(当社ウェブサイト等に掲載されている商品説明等を含みます。)及び「株券等貸借取引に関する基本契約書」、「株券等貸借取引に関する基本契約書「無券等貸借取引に関する契約締結前交付書面」の内容に同意のうえ、当社との間でこれらを締結し、株券等貸借取引を申し込みいただくものとします。また、株券等貸借取引の申込にあたり、「株券等貸借取引に関する基本契約書」、「株券等貸借取引に関する基本契約書」、「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」、「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る

個別取引明細書」、「株券等貸借取引に関する契約締結前交付書面」その他の株券等貸借取引に係る書面及び各種情報等について電磁的方法により提供を受けることを承諾いただくものとします。

○ 株券貸借取引無担保確認について

お客様は、当社と株券等貸借取引を行うにあたり、お客様が当社に株券等を貸し出す場合、無担保で貸し出すことに同意していることを確認いただくものとします。

(平成30年6月29日)

令和2年3月2日 改定

株券等貸借取引の契約締結前交付書面

この書面には、株券等貸借取引をご利用いただくにあ たってのリスクや留意点が記載されています。あらか じめよくお読みいただき、ご不明な点は、ご利用開始 前にご確認ください。

なお、本書面のほか、お客様は株券等貸借取引をご利用いただく上で、当社との契約書、合意書、確認書および取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でご利用ください。

株券等貸借取引の利用手数料など諸費用について

・株券等貸借取引ご利用に関する手数料は無料です。

株券等貸借取引をご利用いただくにあたってのリス クについて

- ・株券等貸借取引ご利用にあたり当社と締結いただく契約は「消費寄託契約」であり、 無担保契約になります。したがって、お客さまは当社が倒産した場合などの信用リスクを負うことになります。
- ・貸出先に万一のことがあり、株券等が返却されない場合、当社があらかじめ貸出先から確保している担保で株券等を調達し、お客様が貸出していた株券等をすべて返却いたします。しかしながら、その場合でも返却が難しい場合には、基本契約書に定められた遅延損害金としてお客様にお支払をすることになります。その場合には、株主として得られる権利(株主優待、議決権等)に相当する内容は、その保証対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

・お客様が貸出す株券等は通常の保護預りとは異なり、証券会社が自社の資産とお客様の資産を区別して管理する分別管理の対象とはなりません。したがいまして、当社が倒産した場合などに投資者保護基金による保護の対象とはなりません。

株券等貸借取引による株主の権利義務について

・当社、または当社と共同保有者(金融商品 取引法 第 27 条の 23 第 5 項)の関係にある当社グループ 会社等が、貸株対象銘柄について変更報告書(同法第 27 条の 25 第 2 項)を提出する場合において、当社 がお客様からお借りした同銘柄の株券等を同変更報 告書提出義務発生日の直近 60 日間にお客様へ返還 させていただいているときは、 お客様の氏名、取引 株数、契約の種類(株券消費寄託契約である旨)等、 同銘柄についての当社の譲渡の相手方、および対価に 関する事項を同変更報告書へ記載させていただく場 合がございますので、予めご了承ください。

- ・貸出期間中は、お客様の保有株式を貸出している状態(所有権を移転していること)となりますので、その株式を所有していないこととなり、継続保有としてみなされないおそれがございます。発行会社によっては、決算日以外でも臨時株主総会などで株主を確定し、株主名簿として登録した場合、その株主データを長期保有の株主条件として含む場合がございますので、ご注意ください。 継続保有の定義につきましては、各発行会社によって解釈が異なるかと思われますので、各発行会社にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・株主優待の権利取得は、権利確定日における株式の保有だけでなく、保有期間、保有株数等の条件が付随する場合があります。銘柄毎の優待条件(優待取得に必要な基準日)は考慮していないため、株主名簿への同一株主番号による記載の連続性が途切れることもあり、保有期間に応じた株主優待の対象とならない可能性もございますので、付随条件のある株式の株

主優待取得ご希望の場合には、必ずお客様ご自身で各 発行会社の株主優待内容をご確認のうえ、貸出しや返 却のご指示をご自身で行なっていただきますようお 願いいたします。なお、貸出し解除期間中は貸株金利 が付与されません。

株券等貸借取引に関する税金について

・貸株金利は、雑所得としての総合課税扱いになります。雑所得内の損益通算に関しては、最寄りの税務署にご質問ください。 株券等貸借取引の基本的な仕組株券等貸借取引とは、お客様が保有されている株券等を当社に貸し出すことで、貸し出した株券等に応じた貸株金利をお受け取りいただけるサービスです。当社は、お客様より借り受けた株券等を機関投資家等に貸し出すことにより貸株金利を受け取り、お客様に貸株金利をお支払いいたします。

株券等貸借取引の基本的な仕組

株券等貸借取引とは、お客様が保有されている株券等を当社に貸し出すことで、貸し出した株券等に応じた貸株金利をお受け取りいただけるサービスです。当社は、お客様より借り受けた株券等を機関投資家等に貸し出すことにより貸株金利を受け取り、お客様に貸株金利をお支払いいたします。

当社の概要

<商号等>

株式会社スマートプラス

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3031号 <本 店 所 在 地>

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3 丁目 2 番 11

号 住友不動産九段北ビル4階

<加入協会>

日本証券業協会

<指定紛争解決機関>

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

<資本金(資本準備金含む)>

6,623,611,000 円 (平成 31 年 2 月時点)

<主 な 事 業>

金融商品取引業 (第一種金融商品取引業)

<設立年月>

平成 29 年 3 月

<連絡 先>

お手続き、お問い合わせ等に関しては、当社カスタ マーサポートセンターまでご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口 当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓

口で承っております。

所在地:〒102-0073 東京都千代田区九段北3丁目2

番11号 住友不動産九段北ビル4階

株式会社スマートプラス・コンプライアンス部

電話番号:050-1745-7336

受付時間:月曜日~金曜日9:00-18:00 (祝日、年

末年始を除く)

※下記メールアドレスでもお問い合わせを受け付けております。

電子メール: smartplus_comliance@smartplus-

sec.com

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

所在地:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二 丁目1番1号 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三 者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間:月曜日~金曜日 9:00 - 17:00 (祝日等を除く)

(平成30年6月29日)

令和2年3月2日 改定